

第2回議会基本条例検討作業部会

委員長からの作業依頼の内容についての案

「当議会における議会基本条例の必要性の検討の資料作成」

◎現状分析

1. 地方議会について様々に指摘されている主な問題点
 - ・「総与党化」し執行機関に対する監視が不十分。議決権の行使も首長の提案を追認する傾向がある反面、首長と議会の対立も先鋭化しすぎる
 - ・多様な層の幅広い住民の意見を十分に反映できていない。住民との直接対話、住民参加が不十分
 - ・議会・議員の活動が不透明
 - ・議員定数や議員報酬の削減などが求められている
2. 当議事機関として機能面(チェック&バランス)の分析(大別)
 - ①執行機関等の監視機能
 - ・「何をどのように監視」し「どのように反映する」かが不明確ではないか(執行機関等への課題分析・評価)
 - ・専門的な知識と見識の充実を図られているか
 - ②議案の審査・議決機能
 - ・議案審議が十分に果たされているか
 - ・議事機関として合議過程における議論が果たされているか
 - ③条例の制定(政策提案)機能
 - ・住民本位の政策提案における、課題分析・政策立案・政策決定・政策提案機能が果たされているか
3. 住民本位の開かれた議会
 - ・議決権の行使における説明責任が果たされているか
 - ・議会・議員の活動の「見える化」を図る必要性があるのではないか

◎当議会における議会基本条例の必要性の検討方向

- ①条例化により、議事機関の機能として、より実効性を担保する
- ②条例化により、議会・議員の活動の定義付けを明確化する
- ③条例化により、主権者(市民)との約束を担保する

議会基本条例の必要性につき検討を図る過程において前文(条例制定趣旨)を検討して行く。